

ご利用料金一覧表

ご利用料金一覧表 I (障害者支援施設、日中事業所)

項目	利用内容	料 金	備 考	
障害者自立支援給付費の自己負担分	施設入所利用料	施設入所（定員 40 人以下）	サービス利用総額の 1 割または市町村の決めた上限額のいずれか（市町村 民税非課税世帯については全額公費負担となります）	※上限額は収入等に応じて市町村が決めた額です。（福祉サービス受給者証をご確認ください）栄養士配置減算対象 令和元年度単価 （一日当たり） 区分 6 4,460 円 区分 5 3,740 円 区分 4 2,990 円 区分 3 2,230 円 区分 2 以下 1,580 円
		入所時特別支援加算	生活介護の初期加算と同じ	一日当たり 300 円 （入所日から 30 日間）
		入院外泊時加算 I	入院・外泊時の補足給付の算定あり	一日当たり 3,200 円 （3 ヶ月に限り、1 月に 8 日を限度）
		入院外泊時加算 II	一週間に 1 回以上の訪問支援時に該当（外泊時は電話連絡）	一日当たり 1,910 円 （I に引き続き 82 日を限度）
		入院時支援特別加算	家族の付添困難な場合月に 1~2 回の訪問	一月に一回を限度に加算一月の入院が 4 日未満 5,610 円、4 日以上 11,220 円
		夜勤職員配置体制加算		一日当たり 600 円 （やまゆり、りんどう、かたくり、つつじ対象）
		福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数に 1000 分の 69（もしくは 6.9%）を乗じた額	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定施設入所支援を行った場合
		福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数に 1000 分の 9（もしくは 0.9%）を乗じた額	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定施設入所支援を行った場合
実費負担分	食費・光熱水費	食費	食べた分の食事代の実費	一日当たりの料金 朝食 350 円、昼食 550 円、夕食 503 円 計 1,403 円 例：1 ヶ月当たり 30 日の場合 42,090 円 31 日の場合 43,493 円
		光熱水費	生活した日数の実費	一日当たりの料金 322 円 例：1 ヶ月当たり 30 日の場合 9,660 円 31 日の場合 9,982 円
		食費・光熱水費（特定障害者特別給付費対象者）	実費分から特定障害者特別給付費を差し引いた額	特定障害者特定給付（食費等の補助）が市町村から認められている場合には、実費の総額に対して市町村から決められた額が給付されます。福祉サービス受給者証をご確認ください。

項目	利用内容	料 金	備 考
障害者自立支援給付費の自己負担分	日中サービス利用料	生活介護（定員 40 人以下）	令和元年度単価 （一日当たり） 区分 6 11,510 円 区分 5 8,590 円 区分 4 6,050 円 区分 3 5,440 円 区分 2 以下 4,960 円
		人員配置加算（利用者に対する職員 配置数）1.7:1（やまゆり・りんどうかたくり・つつじ・こぶし）	サービス利用総額の 1 割または市町村の決めた上限額のいずれか（市町村民税非課税世帯については全額公費負担となります） 一日当たり 2,120 円 （やまゆり・りんどう、かたくり、つつじ・こぶし）
		福祉専門職配置加算Ⅱ	一日当たり 60 円
		初期加算（利用日から 30 日間）	一日当たり 300 円
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に 1000 分の 42（もしくは 4.2%）を乗じた額 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定生活介護を行った場合
		福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に 1000 分の 9（もしくは 0.9%）を乗じた額 厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定生活介護を行った場合
私的契約料	金銭管理料	月額 1,500 円	※年金や小遣、利用料などの振込み等の金銭管理を施設に依頼する場合の管理料です。

ご利用料金一覧表Ⅱ（障害者支援施設・短期入所）

項目	利用内容	料 金	備 考
短期入所利用料	福祉型短期入所利用料Ⅰ（終日利用の場合）	サービス利用総額の1割または市町村の決めた上限額のいずれか（市町村民税非課税世帯については全額公費負担となります）	令和元年度単価 （一日当たり） 区分6 9,020円 区分5 7,660円 区分4 6,330円 区分3 5,690円 区分2以下 4,970円 ※障害程度区分と短期入所の利用日数については、福祉サービス受給者証をご確認ください。
	福祉型短期入所利用料Ⅱ（夜間のみ利用の場合）		令和元年度単価 （一日当たり） 区分6 5,880円 区分5 5,150円 区分4 3,100円 区分3 2,340円 区分2以下 1,680円 （注）上限額は、他に利用したサービスも含めたサービス費の総計で計算されます。他のサービス利用がある場合には必ずお申し出ください。
短期入所加算料金	短期入所利用加算（最初の利用日から30日間）		一日当たり 300円
	食事提供体制加算		一日当たり 480円
	重度障害者支援加算Ⅰ		一日当たり 388円
	重度障害者支援加算Ⅱ		一日当たり 120円
	栄養士配置加算Ⅱ（非常勤）		一日当たり 120円
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に1000分の69（もしくは6.9%）を乗じた額	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定短期入所を行った場合
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に1000分の9（もしくは0.9%）を乗じた額	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定短期入所を行った場合
短期入所実費負担分	食費	食べた分の食事代の実費	一日当たりの料金 朝食 390円、昼食 610円、夕食 543円 計 1,543円
	光熱水費	生活した日数の実費	一日当たりの料金 322円
	食費・光熱水費（特定障害者特別給付費対象者）	実費分から特定障害者特別給付費を差引いた額	食事提供体制加算が市町村から認められている場合は、次の利用料金になります。 一日当たりの料金 朝食 230円、昼食 360円、夕食 333円 光熱水費 322円 計 1,245円

ご利用料金一覧表Ⅲ
共同生活援助（グループホーム）

項目	利用内容	料 金	備 考
介護給付費の自己負担分（一割負担・上限額有）	共同生活介護サービス費Ⅱ職員配置数 5:1（中山、八幡平、二戸）	共同生活介護サービス利用料金	令和元年度単価 （一日当たり） 区分 6 6,150 円 区分 5 4,990 円 区分 4 4,200 円 区分 3 3,330 円 区分 2 2,440 円 区分 1 以下 1,990 円
	日中支援加算	日中支援を行った場合の料金	一日当たり 区分 4~6 5,390 円 区分 1~3 2,700 円
	夜間支援体制加算Ⅰ	夜間を通して介護等の支援ができる体制を確保した場合の料金	一日当たり 1,120 円（中山事業所【なのはなホーム】対象）
	夜間支援体制加算Ⅲ	夜間を通して緊急事態に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制が確保されている場合の料金	1 日当たり 100 円（中山事業所【なのはなホーム以外】対象）
	外部サービス利用型共同生活援助サービス費（体験利用）	年間 50 日、連続して 30 日以内での利用料金	1 日当たり 2,740 円
	福祉専門職員配置等加算Ⅰ	福祉専門職員を配置した場合の料金	一日当たり 100 円（二戸事業所対象）
	福祉専門職員配置等加算Ⅲ		一日当たり 40 円（中山・八幡平事業所対象）
	入院時支援特別加算	入院時に支援を行った場合の料金	一月当たり 5,610 円（月一回を限度）入院期間が 3 日以上 7 日未満
			一月当たり 11,220 円（月一回を限度）入院期間が 7 日以上
	長期入院時支援特別加算	長期入院時に支援を行った場合の料金	一日あたり 1,220 円（入院から 3 ヶ月を限度：初日、最終日を除き、3 日目から対象）
	帰宅時支援加算	帰宅時に支援を行った場合の料金	一回あたり 1,870 円（月一回）（外泊期間が 3 日以上 7 日未満：初日、最終日を除き、3 日目から対象）
			一日あたり 3,740 円（月一回）（外泊期間が 7 日以上：初日、最終日を除き、3 日目から対象）
	長期帰宅時支援加算	長期帰宅時に支援を行った場合の料金	一日あたり 400 円（帰省から 3 ヶ月を限度：初日、最終日を除き、3 日目から対象）
	医療連携体制加算Ⅴ	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している場合	一月当たり 390 円
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に 1000 分の 74（もしくは 7.4%）を乗じた額	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定共同生活援助を行った場合	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に 1000 分の 18（もしくは 1.8%）を乗じた額	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事に届け出を行い、指定共同生活援助を行った場合	

：帰宅時支援加算か長期帰宅時支援加算のどちらか選択。

項目	利用内容	料 金	備 考
実費負担分	家賃、食費等の日常生活に要する料金	家賃（畳1畳分の単価を出し、部屋の畳数をかけた料金）	家賃補助が上限 10,000 円あります。欠員が生じた居室家賃については、共有スペースとして使用することとし、入居者全員で負担していただきます。
		食費（月の食材代を食べた食数で割った料金）	実費徴収1ヶ月を平均すると、概ね 30,000 円。
		共益費（光熱水費、共用の日用品費等）	実費徴収1ヶ月を平均すると、概ね 15,000 円。
		共有物品	実費徴収利用者間で負担して頂く場合があります。
私的契約料	預かり金等管理サービス利用料	月額 2,000 円	※通帳やお金の管理等を事業者に依頼する場合の管理サービス料です。

利用者負担上限月額について

指定障害者サービスに係る利用者負担額は、介護給付及び訓練等給付に係る経費のうちの1割ですが、利用者及びその配偶者の所得状況に照らして、次のとおり利用者負担上限額が定まっています。なお、食費、光熱水費、家賃等は別途実費の負担が必要です。

所得区分		要件	負担上限額
生活保護		生活保護法に基づく被保護者又は要保護者に該当する世帯	0円
低所得	低所得1	市町村民税世帯非課税者であって前年度の公的年金等の収入額の合計が80万円（障害基礎年金2級相当額）以下である者	0円
	低所得2	市町村民税世帯非課税者であって低所得1に属さない者	
一般1	居宅生活する障害児（加齢児を除く）	市町村民税世帯に属する者のうち、左記に該当し、かつ市町村税所得割額が16万円（障害児（加齢児はを除く）及び20歳未満の施設入所者にあつては、28万円未満）の者	4,600円
	居宅生活する障害者（加齢児含む）及び20歳未満の施設入所者		9,300円
一般2	市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般1に該当しない者		37,200円

※市町村は、原則として、施設入所者は毎年7月に、それ以外の方は年1回支給決定月に直前に把握した所得状況に基づき、負担上限月額を認定することとなっています。